

令和4年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

「令和の日本型学校教育」を担う 教師の在り方について

令和4年12月20日

教育人材政策課教員免許企画室長 檜原 哲哉

経緯

- 令和3年1月 中央教育審議会答申(令和3年答申)
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
今後検討を要する事項:教職員の養成・採用・研修等の在り方
- 令和3年3月 文部科学大臣諮問
「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
- 令和3年11月 中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議まとめ)
- 令和4年5月 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律 成立
- 令和4年10月 中央教育審議会
『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申素案)
～ パブリックコメント (11月11日～12月1日) 実施 ～
- 令和4年12月 答申

「令和の日本型学校教育」とは何か。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。(令和3年答申) —————→ 授業観・学習観の転換

個別最適な学び

- 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

協働的な学び

- 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

諮問事項 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(令和3年3月)

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成, キャリアパス, 管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部, 教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部, 教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保, 教職への就職, 現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

- ・教師を支える環境整備
- ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

第2章 総論

第1章 総論

教師及び教職員集団の理想的な姿

教師の姿

教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。

教職員集団の姿

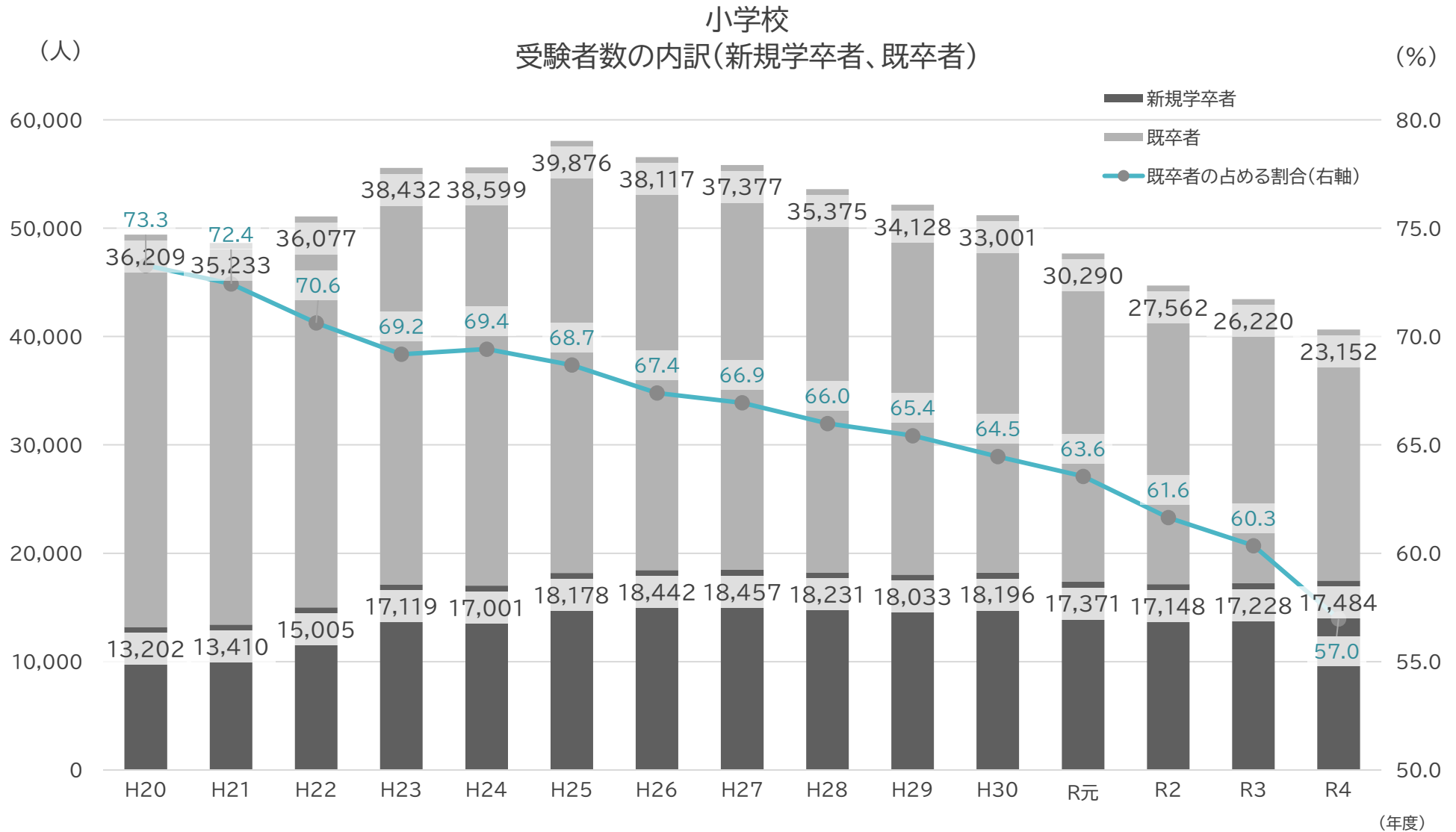
教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。

教師を取り巻く状況

さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる。

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

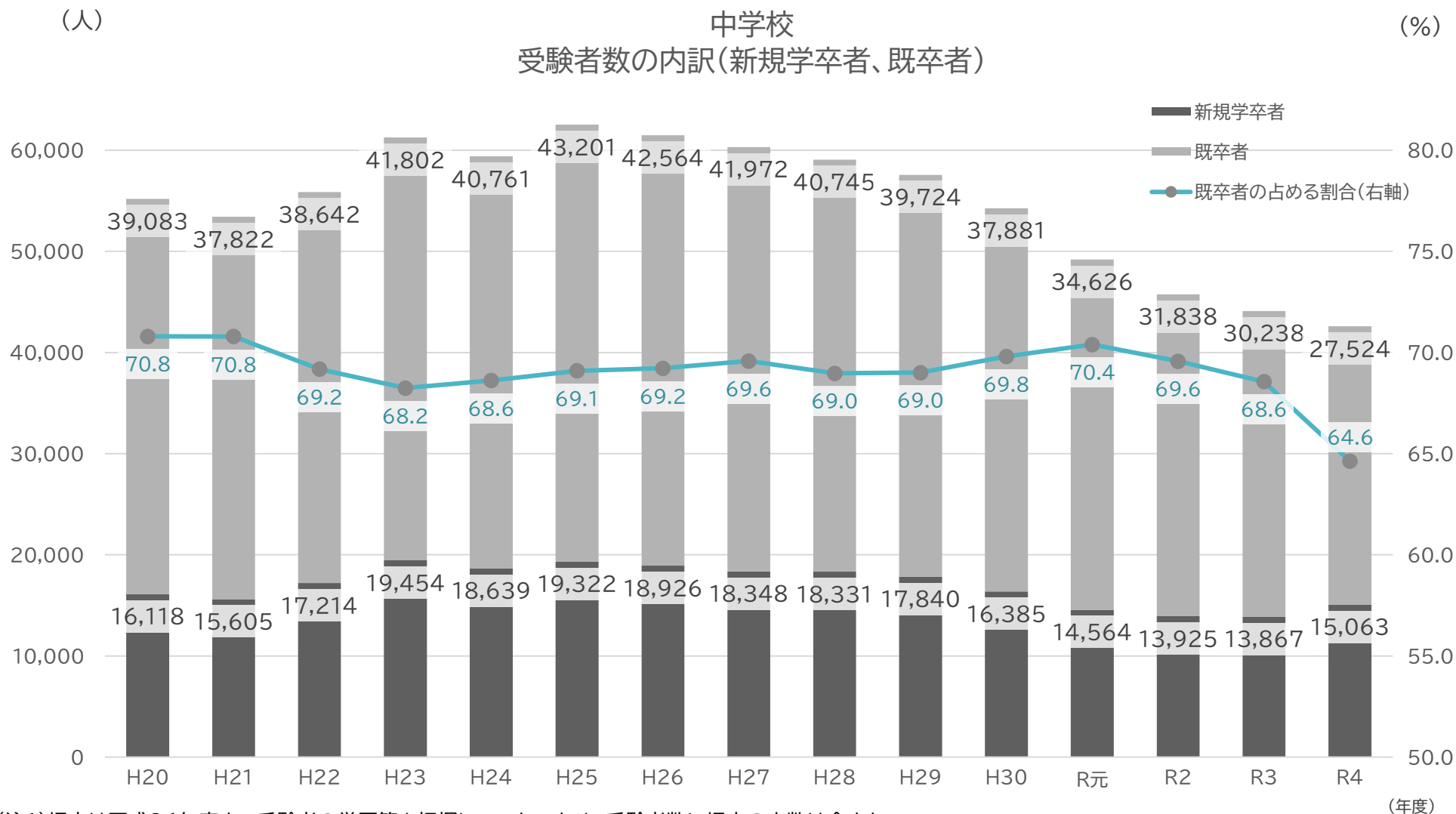
- 小学校については昨年度と同様、新規学卒者が増加した一方、既卒の受験者が減少している。



(注1)堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2)大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

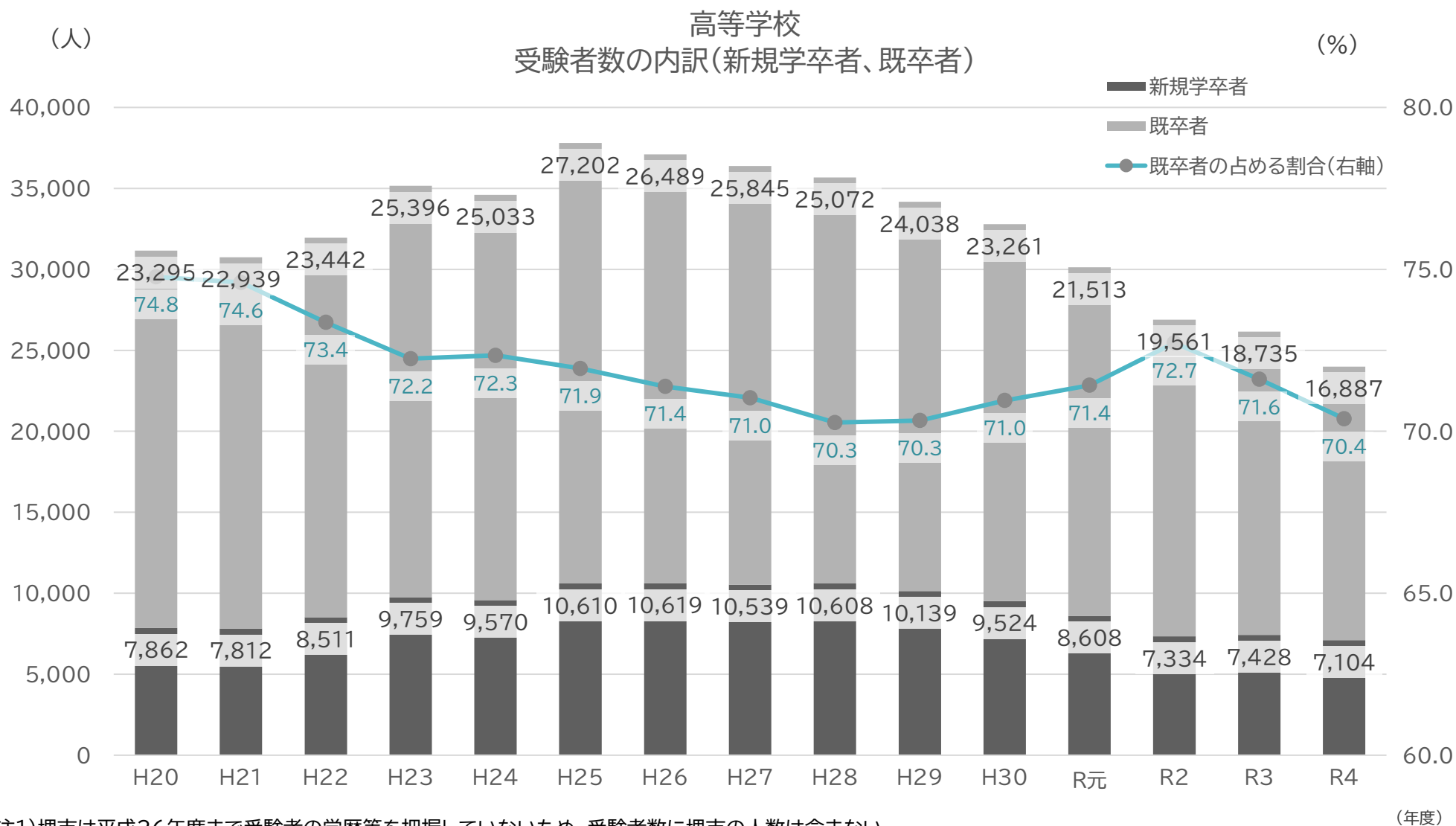
- 中学校についても新規学卒者が増加したが、既卒者が引き続き減少している。



(注1)堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2)大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

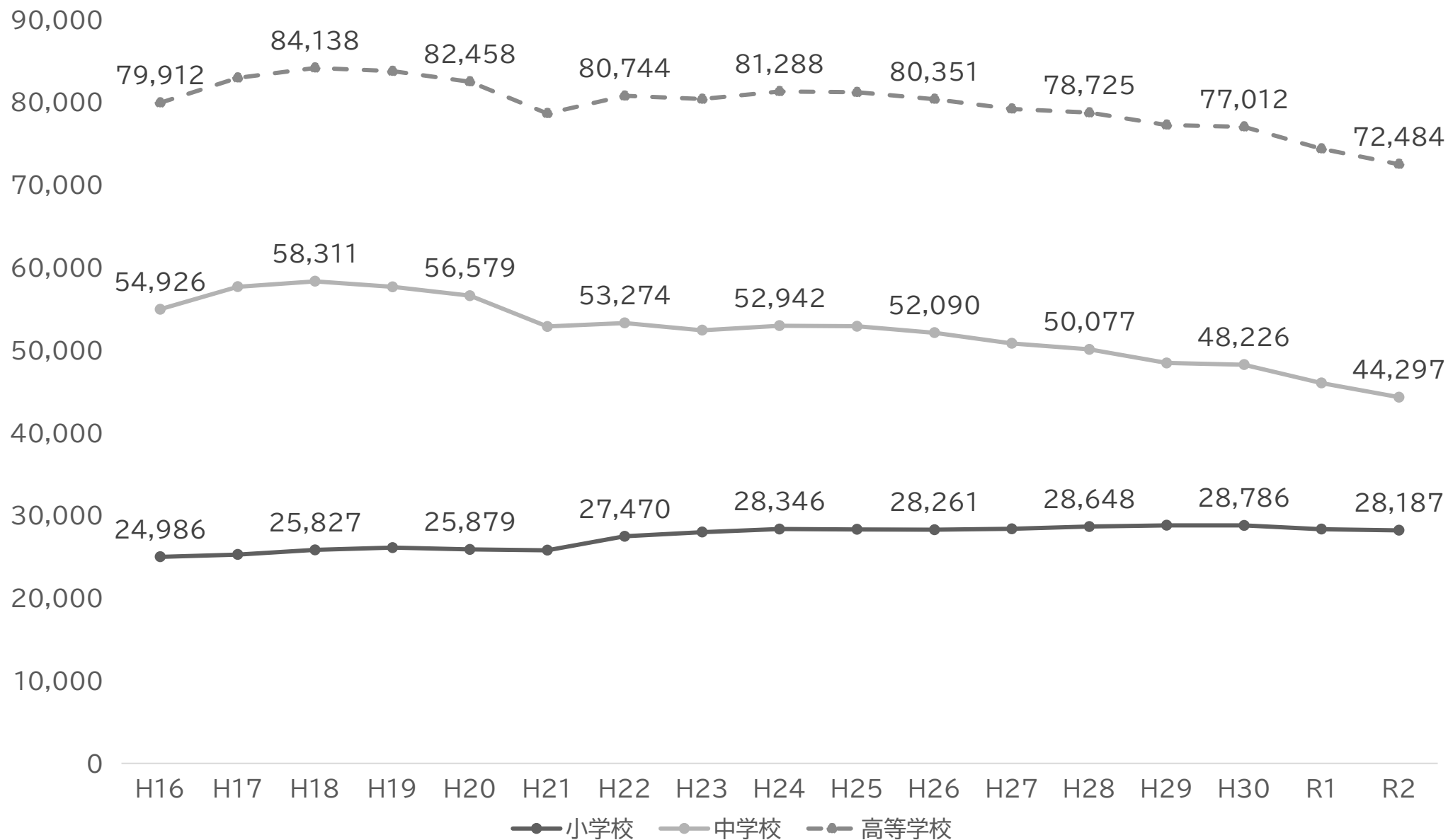
● 高等学校については新規学卒者・既卒者ともに減少している。



(注1)堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2)大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

教員免許授与数の推移



各都道府県市別の教員採用選考試験の採用倍率 令和4年度公立学校教員採用選考試験(令和3年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.3	4.7	3.6(3.7)
青森県	2.0	5.6	4.9(4.6)
岩手県	2.7	4.1	4.0(3.4)
宮城県	2.0	-	3.3(3.1)
秋田県	1.3	2.6	2.7(3.3)
山形県	1.5	3.7	2.6(2.4)
福島県	1.6	5.2	3.7(3.7)
茨城県	2.1	3.3	3.3(2.7)
栃木県	2.8	3.9	3.9(3.8)
群馬県	4.2	4.0	4.7(4.5)
埼玉県	2.2	3.8	3.1(3.9)
千葉県	2.0	-	3.0(3.1)
東京都	-	-	3.7(3.0)
神奈川県	2.7	4.7	4.0(4.4)
新潟県	1.9	4.6	2.8(2.6)
富山県	1.6	-	2.0(2.2)
石川県	2.5	-	3.5(3.5)
福井県	2.8	-	3.5(3.9)
山梨県	1.8	4.2	3.0(3.1)
長野県	2.5	4.1	3.5(3.9)
岐阜県	-	-	2.9(3.1)
静岡県	-	-	4.2(4.4)
愛知県	2.5	4.1	3.8(4.1)

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	3.2	6.3	5.0(6.5)
滋賀県	2.8	4.6	3.9(4.1)
京都府	3.2	5.6	4.2(4.5)
大阪府	-	-	4.3(5.2)
兵庫県	4.2	4.7	4.7(5.5)
奈良県	5.1	4.4	5.4(5.1)
和歌山県	2.9	5.0	3.7(3.9)
鳥取県	3.7	3.8	4.4(4.7)
島根県	1.8	3.3	3.2(3.9)
岡山県	3.6	-	5.2(6.2)
広島県	1.8	3.2	3.0(2.9)
山口県	2.2	3.9	3.2(2.9)
徳島県	3.8	4.9	5.5(5.2)
香川県	3.6	4.0	4.6(4.6)
愛媛県	2.0	3.1	3.1(3.5)
高知県	9.2	8.6	8.8(7.9)
福岡県	1.3	2.6	2.8(3.0)
佐賀県	1.4	2.6	2.6(2.6)
長崎県	1.5	3.1	2.4(2.6)
熊本県	-	-	3.2(3.6)
大分県	1.4	3.0	2.6(3.3)
宮崎県	1.6	4.4	3.3(4.1)
鹿児島県	1.8	4.1	3.0(3.5)

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.1	10.5	7.9(8.8)
札幌市	(2.3)	(4.7)	(3.6)([3.7])
仙台市	2.5	-	3.0(3.7)
さいたま市	2.4	-	3.2(3.4)
千葉市	(2.0)	-	(3.0)([3.1])
横浜市	3.1	-	3.6(3.5)
川崎市	2.4	4.6	3.2(4.5)
相模原市	2.0	4.8	3.3(3.5)
新潟市	2.1	-	2.8(3.6)
静岡市	2.3	4.2	3.2(3.0)
浜松市	2.8	4.5	3.7(3.8)
名古屋市	2.7	6.3	3.8(4.4)
京都市	-	-	5.4(5.0)
大阪市	3.2	4.8	4.0(3.4)
堺市	-	-	5.5(7.2)
神戸市	6.4	8.0	7.3(7.7)
岡山市	3.4	4.3	3.7(4.7)
広島市	(1.8)	(3.2)	(3.0)([2.9])
北九州市	1.9	5.8	3.0(3.3)
福岡市	1.8	-	2.4(2.4)
熊本市	1.9	-	3.0(3.5)
豊能地区	3.8	7.3	5.0(4.4)
合計	2.5	4.7	3.7(3.8)

(出典)文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「-」としている

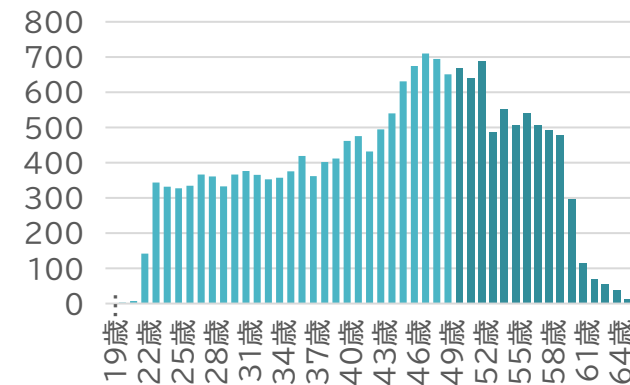
(注2)都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を()で記載している

採用倍率が高い県市 採用倍率が低い県市

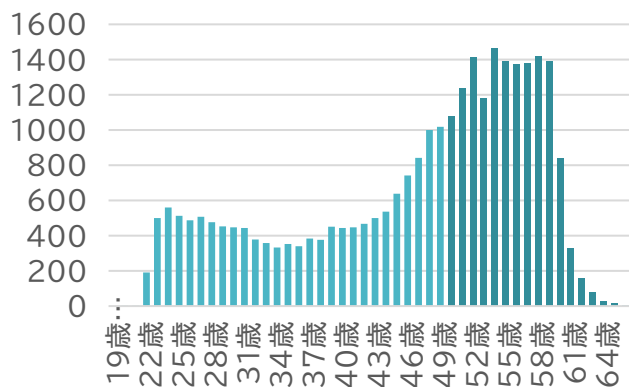
教員の年齢構成(小学校) 学校教員統計調査(令和元年度)より作成

都道府県や学校種により教師の年齢構成は大きく異なることから、現状について、一律に「大量採用・大量退職」と表現するのは必ずしも適切ではない。(P19)

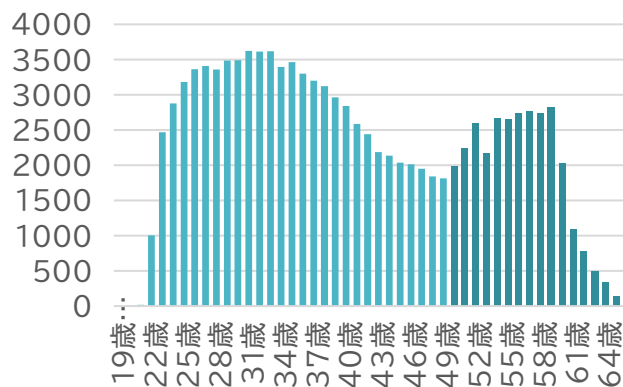
北海道



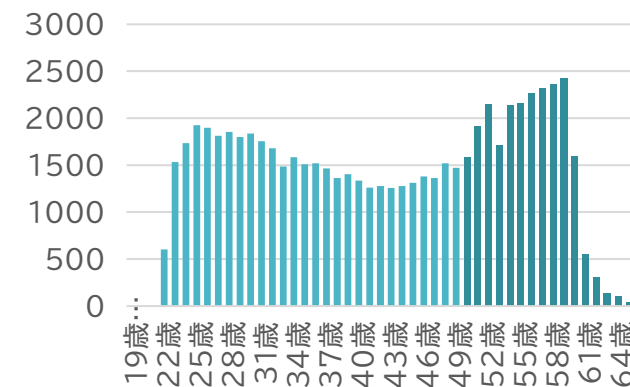
東北



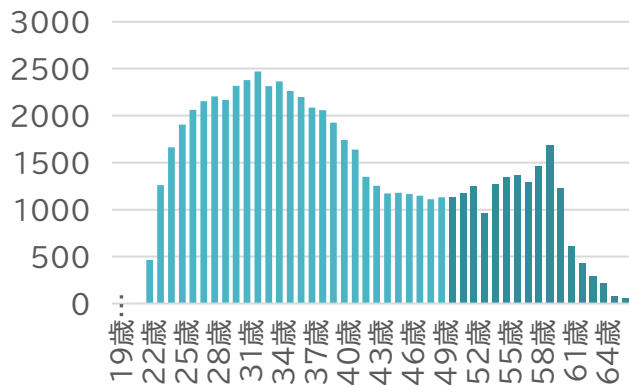
関東



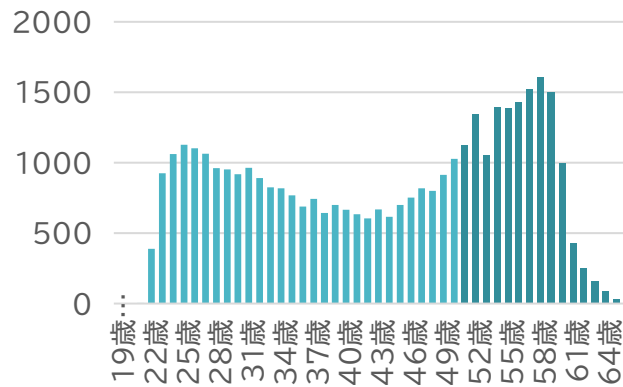
中部



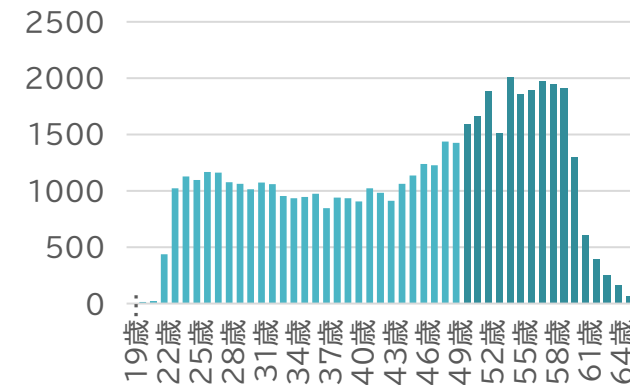
近畿



中国・四国



九州・沖縄



今後の改革の方向性

新たな教師の学びの姿の実現

- 子供たちの学び(授業観・学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換し、「新たな教師の学びの姿」(個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」)を実現
- 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「理論と実践の往還」の実現(理論知(学問知)と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない)

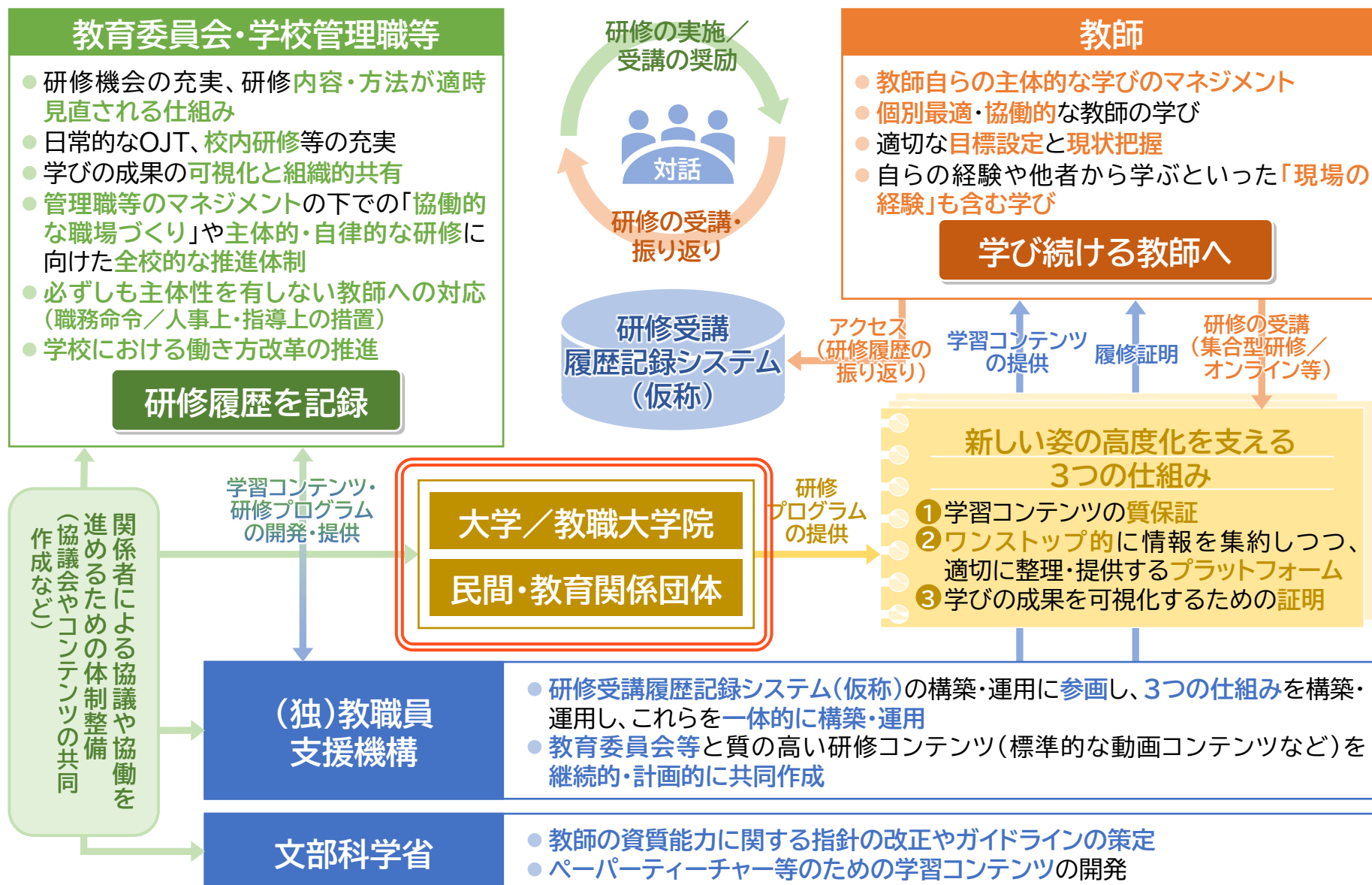
多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込みにより、教職員集団の多様性を確保し、学校組織のレジリエンス(復元力、立ち直る力)の向上
- 学校管理職のリーダーシップの下、心理的安全性を確保し、教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現
- 「学校の働き方改革」の推進

教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保

- 多様な教職志望者へ対応するため教職課程の柔軟性の向上
- 産休・育休取得者の増加、定年延長など教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫

新たな教師の学びの姿のイメージ



第2章 各論

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力
2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
3. 教員免許の在り方
4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方
5. 教師を支える環境整備

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力

教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化)。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

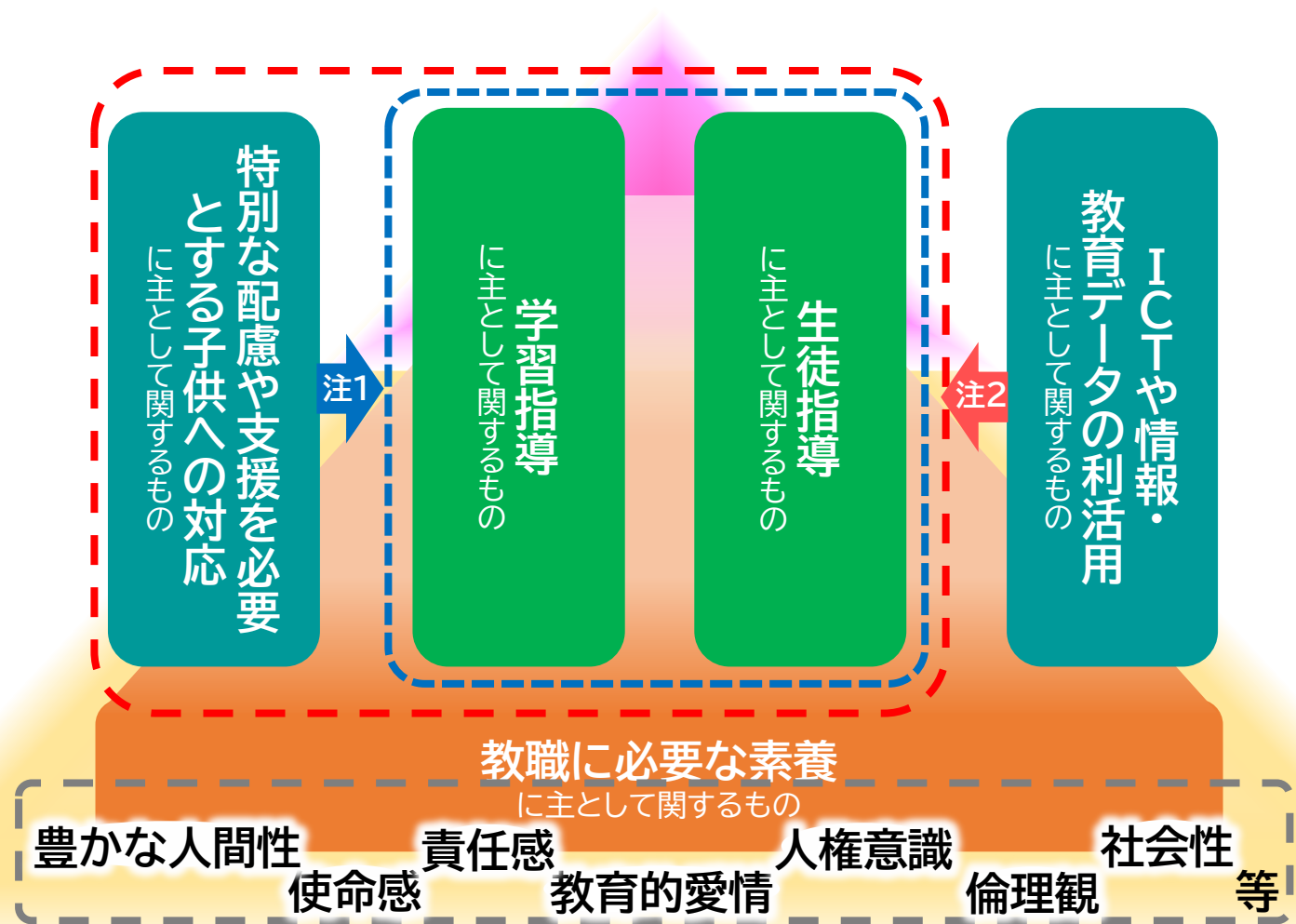
P28

現時点で、教育職員免許法施行規則において定められる普通免許状の授与に必要な「教科及び教職に関する科目」を改正し、各大学に再課程認定の手続きを求めるまでは要しない。

一方、教職課程コアカリキュラムについて、策定当初から、「教職課程で修得すべき資質能力については、学校の巡る状況やそれに伴う制度改正(教育職員免許法施行規則、学習指導要領等)によって、今後も変化するものであるため、今回作成する教職課程コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが望まれる」とされていたところである。この点を踏まえ、文部科学省においては、「教師に共通的に求められる資質能力」と教職課程コアカリキュラムの整合性を確認した上で、必要に応じて改訂を検討すべきである。

また、教職課程を設置する各大学においては、**自己点検・評価**の中で、こうした資質能力を身に付けられるようなものになっているかを確認し、**その結果を基に教職課程の改革・改善**につなげることが必要である。

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容



※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション(ファシリテーションの作用を含む)、連携協働などが横断的な要素として求められる。

注1)「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け
注2)「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

教職に必要な素養
に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

学習指導
に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

生徒指導
に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論(心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。)を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり(学級経営)を行うことができる。

特別な配慮や支援を
必要とする子供への対応
に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

ICTや情報・
教育データの活用
に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- 「教育実習」等の在り方の見直し(履修形式の柔軟化等)
- 「学校体験活動」の積極的な活用(学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む)
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等(特別支援学校・学級、通級指導など)

.....
P29

現行の教職課程においては、既に教師に共通的に求められる資質能力を十分カバーできている状況であるものの、今後は、これらの資質能力それぞれを高めていくことの努力のみならず、これらを繋ぎ有機的に連結させることで、教師としての総合的な資質能力が高められるような体系的な教職課程の編成が求められる。

これを実現するため、これらの資質能力を習得するために具現化された教職課程のそれぞれの理論中心の授業科目と、現場での体験や実習における実践的な科目を相互に往き来し、学びを深めていくような「理論と実践の往還」の視点を十分に踏まえた教育課程となっているか、自己点検・評価のプロセスも活用しながら確認する必要がある。

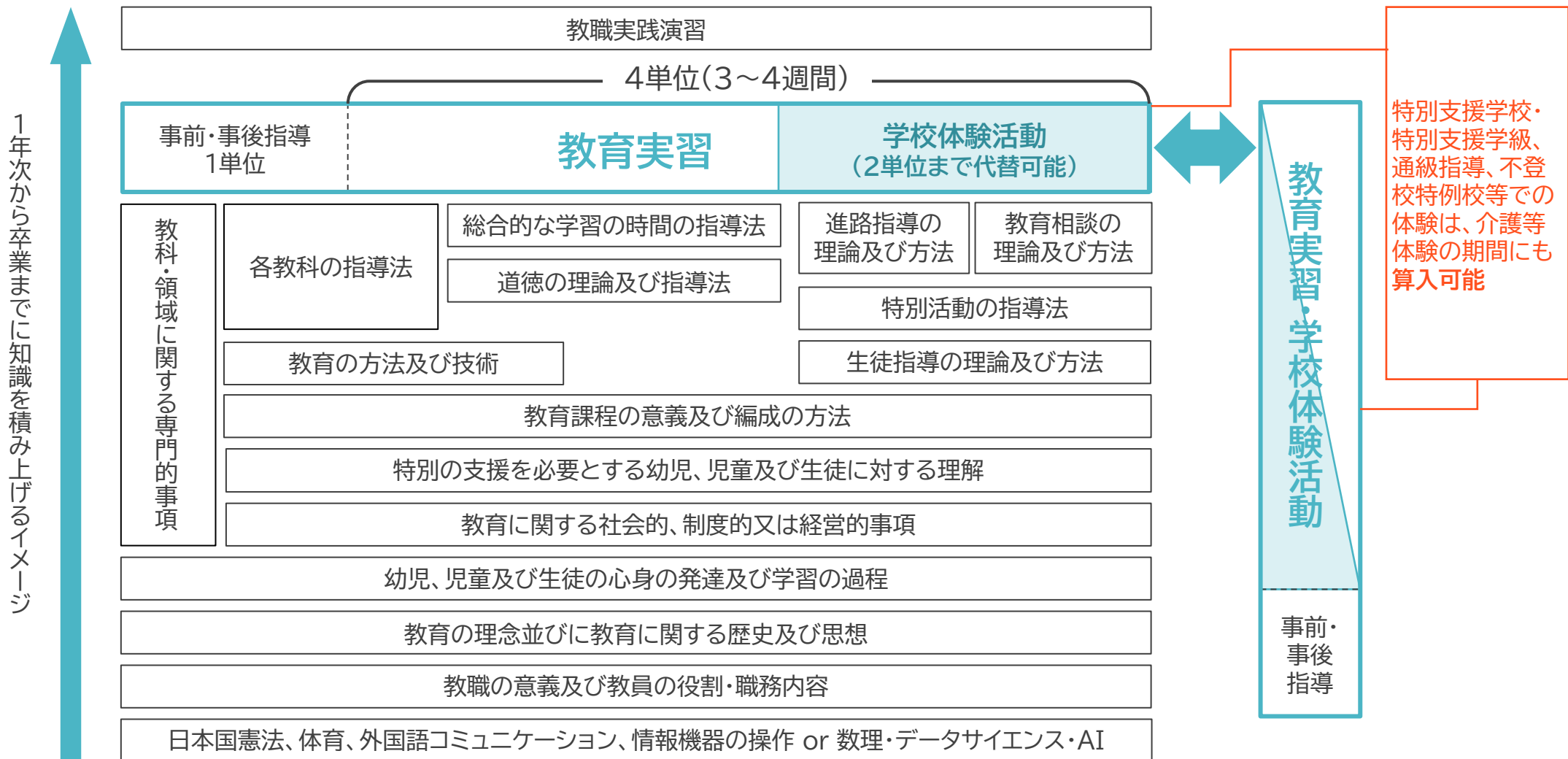
.....
P30

学生の多様化や、民間企業等の採用活動の早期化等の理由により、教育実習について、教職課程の終盤に長期間まとめて履修することが困難になっているとの指摘もある。

こうした状況を踏まえ、これまで、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、取得を目指す免許状の学校種の違い等も考慮しつつ、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきである。

教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ(小学校の例)

短期集中型の従来の履修スタイルに加え、**通年で決まった曜日などに実施する教育実習**や、**早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法**なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、**現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。**



※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが認められている。
 ※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性(データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など)を身に付ける活動との両立のため、**四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定**
- 小学校の専科指導優先実施教科(外国語、理科、算数、体育)に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、**小学校教員養成課程の設置を可能とする**
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職スケジュールに関し、**国・任命権者・大学関係者等が協議**(現在は、7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的)
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施

多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

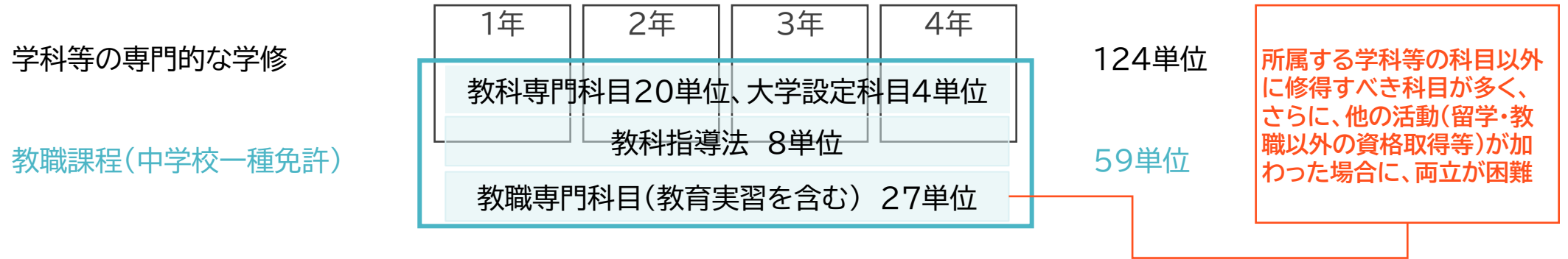
- 特別免許状に関する運用の見直し(授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化)
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進(特別免許状等を活用した入職支援)
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等(高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討)

校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

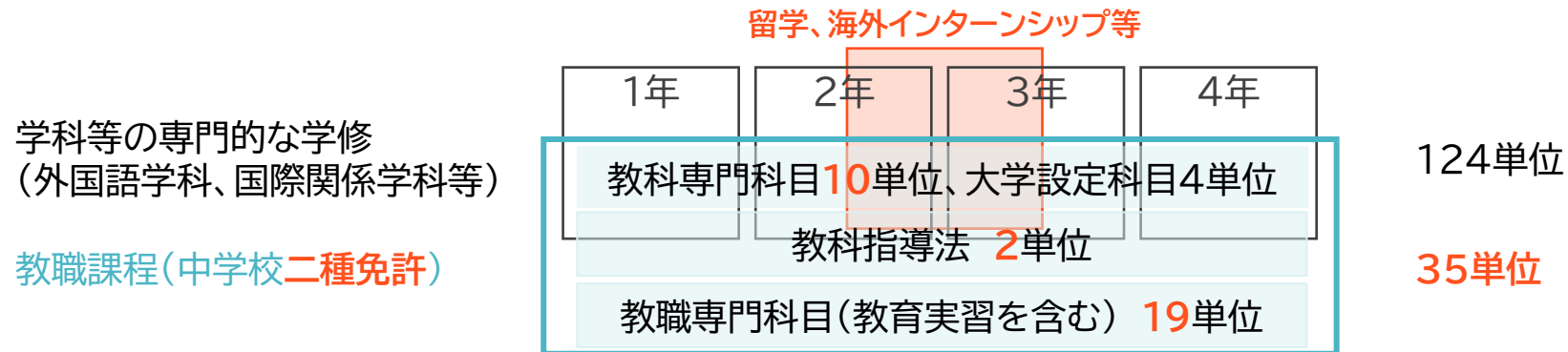
- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力(マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション)を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

強みや専門性を身に付ける活動と両立する教職課程の特例的な開設のイメージ

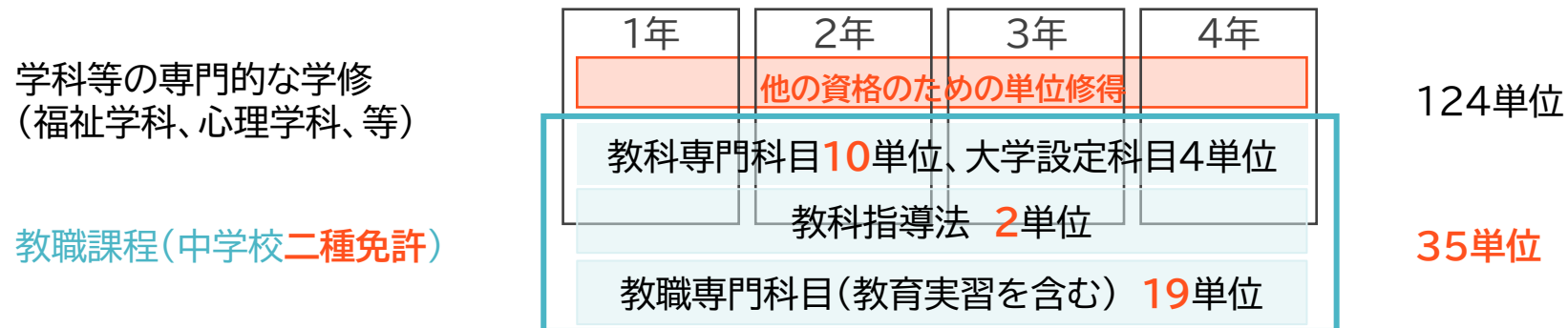
通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



留学によるグローバル感覚・語学力等の育成との両立



他の資格等の取得との両立



専科指導優先実施教科に相当する中学校養成課程における小学校二種免許課程の併設例

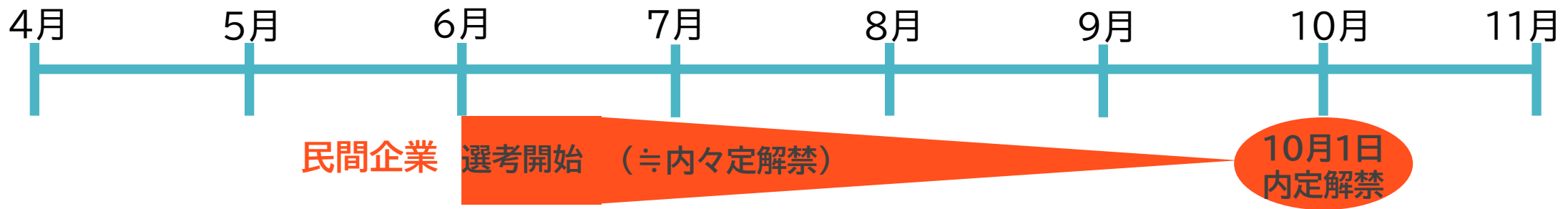
小学校教諭二種免許状					中学校教諭一種免許状(理科)											
免許法施行規則		教職課程			免許法施行規則		教職課程									
教科及び教科の指導法に関する科目 16単位	教科に関する専門的事項	単位	授業科目	単位	教科に関する専門的事項	教科及び教科の指導法に関する科目 28単位	単位	授業科目	単位							
		1科目以上	国語						各教科の指導法	理科	1	物理学	1			
			社会								2	物理学概論	1	必修		
			算数	1			初等算数	1			必修	2	物理 I	2	必修	
			理科	1			物理学概論	1			必修	2	物理 II	2	必修	
				1			化学概論	1			必修	1	化学概論	1	必修	
				1			生物学概論	1			必修	2	化学 I	2	必修	
				1			地学概論	1			必修	2	化学 II	2	必修	
			生活								各教科の指導法	理科	1	生物学概論	1	必修
			音楽										2	生物学 I	2	必修
図画工作					2	生物学 II	2	必修								
家庭				1	地学概論	1	必修									
体育					1	物理学実験	1	必修								
外国語					1	化学実験	1	必修								
小計				5単位	小計				20単位							
各教科の指導法	各教科の指導法	1	初等国語指導法	1	必修	各教科の指導法	理科	8	初等中等理科指導法	2	必修					
		1	初等社会指導法	1	必修			2	中等理科指導法A	2	必修					
		1	初等算数指導法	1	必修			2	中等理科指導法B	2	必修					
		1	初等中等理科指導法	2	必修			2	中等理科指導法C	2	必修					
		1	初等生活指導法	1	必修											
		1	初等音楽指導法	1	必修											
		1	初等図画工作指導法	1	必修											
		1	初等家庭指導法	1	必修											
		1	初等体育指導法	1	必修											
		1	初等英語指導法	1	必修											
小計				11単位	小計				8単位							
合計				16単位	合計				28単位							

基礎的理解 6単位	理念歴史思想		教育原論	2	必修
	教職の意義等		教職論	2	必修
	社会制度経営		教育社会学	2	必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2	必修
	特別支援	1	特別支援教育	1	必修
	教育課程		教育課程論	1	必修
			合計	10	単位
道徳等 6単位	道徳	1	道徳教育の指導法	2	必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1	必修
	特活		特別活動論	1	必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2	必修
	情報通信技術の活用	1			
	生徒指導		生徒指導論	1	必修
	教育相談		教育相談	2	必修
	進路指導		進路指導論	1	必修
		合計	10	単位	
7単位 教育実践	教育実習	5	学校体験活動	2	必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3	
	教職実践演習		教職実践演習(小)	2	必修
			合計	7	単位
2単位 独自設定		介護等体験実習	2		

基礎的理解 10単位	理念歴史思想		教育原論	2	必修
	教職の意義等		教職論	2	必修
	社会制度経営		教育社会学	2	必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2	必修
	特別支援	1	特別支援教育	1	必修
	教育課程		教育課程論	1	必修
			合計	10	単位
道徳等 10単位	道徳	2	道徳教育の指導法	2	必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1	必修
	特活		特別活動論	1	必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2	必修
	情報通信技術の活用	1			
	生徒指導		生徒指導論	1	必修
	教育相談		教育相談	2	必修
	進路指導		進路指導論	1	必修
		合計	10	単位	
7単位 教育実践	教育実習	5	学校体験活動	2	必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3	
	教職実践演習		教職実践演習(中高)	2	必修
			合計	7	単位
4単位 独自設定		介護等体験実習	2		

青は義務教育特例の活用、赤は複数教科等共通開設の活用

教員採用試験早期化のイメージ① 地方公務員採用試験日程を目安とした場合



地方公務員
(上級)

1次試験

※通年にわたり選考を複数回実施している自治体も多い

合格発表

教員
【従来】

教育実習
(学生)
※4年前期

1次試験

2次試験

合格発表

教育実習
(学生)
※3年後期(主に教員養成系大学)/4年後期

【早期化パターン①】

※1~2か月程度前倒し

1次試験

教育実習
(学生)
※4年前期

2次試験

合格発表

教育実習
(学生)
※3年後期(主に教員養成系大学)/4年後期

教員採用試験早期化のイメージ② 国家公務員採用試験日程を目安とした場合



国家公務員
(総合職)

1次
試験

2次試験

合格
発表

※2023年度日程。
2024年度には更に早期化される予定。

教員 【従来】

教育実習
(学生)
※4年前期

1次試験

2次
試験

合格発表

教育実習
(学生)
※3年後期(主に教員養成系大学)/4年後期

【早期化パターン②】

※3か月程度前倒し

1次試験

教育実習
(学生)
※4年前期

2
次
試験

合格発表

教育実習
(学生)
※3年後期(主に教員養成系大学)/4年後期

3. 教員免許の在り方

教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ(令和3年11月)において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
 - ・ 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
 - ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等(再掲)
 - ・ 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等(再掲)
 - ・ 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化(教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等)
- 教育委員会と大学の連携強化(教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等)
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現(教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等)
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し(養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等)

P44

平成 17 年に、教員分野に係る大学・学部等の設置又は収容定員増の抑制方針が撤廃されて以降、私立大学による小学校教諭一種免許状の認定課程の設置が増加する等、大量退職・大量採用に伴う教員採用ニーズの増大という大きな社会課題がある中で、優れた教員養成モデルの研究・開発、学び続ける教師を支える研修機能の高度化など、各大学において様々な努力がなされているところであるが、**これからの教師に求められる新たな教育課題に適時・的確に対応し得る機動的な教員養成・研修の深化等を十分に行えるとは必ずしも言い難い状況にある。**

教員養成を行う一般大学・学部も含め、大学間で連携・協働し、教員養成・研修機能の高度化・強化を図っていくことが重要である。

教員養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現

P47

GIGA スクール構想に基づく一人一台端末の活用や特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など、学校教育を取り巻く環境の変化に伴い、学校現場における実践は日々進化しているところである。変化の激しい時代にあつて、学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義のあることであり、教師の養成について理論と実践の往還を重視した好循環を実現していくことが求められる。このため、学部段階においても、教職経験を有する大学教員(実務家教員)の登用を進めることが重要であり、これを担保するための制度的な枠組みとして、教員養成学部における実務家教員の配置に係る具体的な基準(例えば、学部の種類及び規模に応じた必要最低教員数のおおむね2割程度以上)を設定することについて検討すべきである。

実務家教員については、単に自らの実務経験や授業観・学習観を学生にそのまま伝達するのではなく、大学教員として、実務経験を体系化・構造化し、理論と結びつけながら教育を行うことが求められる。また、教育委員会等と緊密に連携しながら、進化する学校現場における優れた実践や働き方をはじめとした変化しつつある学校現場の状況を学生に伝えること等により学生の教職への意欲を高めていくことや、研究者教員とともに現職教員向けの研修プログラムの高度化を推進すること等により教師の学びを充実させること等が期待されるものであり、次代の教師の養成を担う実務家教員を、大学と教育委員会等とが一体となって育成していくことが重要である。

P48

教員養成大学・学部、教職大学院においては、実務家教員に対する、大学教員として必要とされる業務(教育、研究、マネジメント)全般に関わる能力開発に向けたファカルティ・ディベロップメントの高度化に取り組むとともに、その過程で得られた知見・ノウハウ等を研究者教員に対するファカルティ・ディベロップメントの高度化にも生かしていくことが必要である。また、研究者教員についても、学校現場での教育実践研究や学校現場との共同研究に加え、附属学校等も活用しながら、一定期間、学校現場における指導経験を積めるようにする等、教員養成分野の大学教員として必要な実践性を向上させる取組を組織的に進めていくことが重要である。

5. 教師を支える環境整備

学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム(教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム)」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

P50

教師が合理的かつ効果的に研修を受講できるようにするため、**研修コンテンツについても、オンデマンド型のものを充実させる**など研修の高度化を図る必要がある。特に、**喫緊の教育課題(ICT 及びデータの利活用、特別な配慮や支援を要する子供への対応、外国語教育、幼児教育、わいせつ事案対応等)**については、**成果確認も併せた研修コンテンツを充実することが必要である**。また、こうしたコンテンツを「教員研修プラットフォーム」に掲載することにより、負担軽減を図りながら研修を充実させる必要がある。これにより、**従来の対面・集合型の研修の在り方を転換し、個別最適な学びをより効果的に実施することが可能になる**。また、校内研修や授業研究など、「現場の経験」を含む「協働的な学び」も含め、第I部4.(1)①にあるように、一人一人の教師に必要な研修を、研修実施者及び教師自らがデザインしていくことが必要になる。

多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進(再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修)
- 働き方改革の一層の推進(教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等)、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

おわりに

P53

明治5年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから、令和4年9月4日で150年を迎えた。当時の文部省は、学制公布に先立ち明治5年5月に東京に直轄の師範学校を創設し、同年9月開校した。つまり、計画的な教師の養成が開始されてから、150年を迎えたとも言える。この間、教師の養成や免許に関する制度は大きく変化した。どの時代においても、教師が公教育の要であることには変わりはない。

教育基本法第9条にもあるように、教師は、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努め」ることが求められている。教育の本質は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、知識、技術の伝達とともに、教育を受ける者の人格の完成を目指してその成長を促す営みである。いかなる過程を経て教職に従事することになるかに依らず、教育の直接の担い手である教師には、絶えず研究と人格の修養に努めることが求められる。

同時に、教師の使命と職責の重要性にかんがみ、教師が教育活動に専念できるようにするため、その身分が社会的にも制度的にも「尊重され、待遇の適正が期せられること」が規定されている。また、教師自身に不断の研究と修養を求めることとの表裏一体の関係として、国や地方公共団体等に、「養成と研修の充実が図られること」を求めている。

本答申で示し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正により制度化された「新たな教師の学びの姿」は、時代の変化が大きくなる中であって、教育基本法に掲げる「研究と修養」を支えるものであり、自律的・主体的に学び続ける教師を後押しすることを期するものである。

近年、教師の長時間勤務の問題や、教員採用選考試験の倍率の低下、「教師不足」などが一体の問題として取り沙汰され、教職全体がいわゆる「ブラックな職業」であるとの印象を持つ学生も少なくない。一方、毎年約10万人が教員免許状を新たに取得し、公立の教員採用選考試験では、新卒既卒合わせてのべ12万6千人あまりが受験し、約3万4千人が新たに教師として採用されている。民間団体等の調査によれば、小中高校生の将来になりたい職業で、教師は引き続き上位に位置している。少なくない子供たちや学生、他の職種の経験者等が教職を志すのは、子供たちの人生に影響を与え、成長を実感できるという、他では得がたい経験のできる教師という職業に魅力を感じているから、との見方も可能である。

子供たちにとって、自分に寄り添ってくれたり、温かく見守ってくれたりした教師に出会い、「自分もこうなりたい」と強く心打たれた経験こそが、次代の教師の育成の第一歩である。そうした意味からも、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実や学校における働き方改革を強力に推進するとともに、学校を心理的安全性が確保できる職場にすることが不可欠である。国、地方公共団体、学校関係者が一丸となって取組を進めることを期待する。

中央教育審議会では、平成31(2019)年4月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(諮問)以降、「令和の日本型学校教育」の在り方を題材に、継続的に議論してきた。令和3年3月の「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」(諮問)及び今回の答申も、この延長線上にある。

今回の答申は、教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができるという将来を実現するための提言である。環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たし、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている教師が、一人でも多く教壇に立つことを期待する。そして、ひいては時代や社会の変化に対応しつつ、誰一人取り残されず、誰もが自分らしさを大切にしながら学ぶことができ、一人一人の可能性が最大限に引き出される教育を実現することを期するものである。

今後の教育政策に関する議論は、令和4年2月の「次期教育振興基本計画の策定について(諮問)」を受け、教師に関する事項を含め、教育振興基本計画部会で現在行われている。また、今回提言した内容の具体化は、教員養成部会等に引き継がれることになる。中央教育審議会としては、今回の答申作成に向けた議論の蓄積を、今後の検討の場においても大いに活かしてまいりたい。

今後の工程表(案)

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等に関する改革工程表（案）

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 教師に求められる資質能力の再整理					
(1)	教員育成指標の変更等【教育委員会】	国の改正指針を参酌した見直し等			
(2) 指針の改正及び教員育成指標の見直し、「教師に共通的に求められる資質能力」を踏まえた教職課程の在り方					
(2)	「教師に共通的に求められる資質能力」と教職課程コアカリキュラムの整合性の確認【文科】	必要に応じ改訂を検討			
(2)	「教師に共通的に求められる資質能力」を身に付けられる教職課程に向けた改革・改善【大学】	自己点検評価の中で確認し、改革・改善			
(3) 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換					
(3) ①	「理論と実践の往還」の視点も踏まえた教職課程か、自己点検・評価も活用し確認【大学】	自己点検評価の中で確認し、改革・改善			
(3) ②	教育実習について、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式に対応（「学校体験活動」での一部代替を含む。）【文科・大学】	現行制度で可能な旨を周知	モデル開発の実施	各大学において、教育実習の履修形態の見直し	
(3) ②	「教職実践演習」の実施時期の柔軟化【文科・大学】		「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」改正	各大学において、実施時期の見直し	
(3) ②	学習指導員や放課後児童クラブ等での支援等を「学校体験活動」として、教師を目指す学生の学びに積極的に活用【文科・大学】	現行制度で可能な旨を周知	各大学において、「学校体験活動」を積極的に活用		
(3) ②	留学や海外の日本人学校での教育実習等の国際的な体験について、学生に積極的に機会を提供【文科・大学】	現行制度で可能な旨を周知	課程認定基準等の改正による留学等の扱いの明確化 モデル開発の実施	各大学において、国際的な体験の機会を積極的に提供	
(3) ③	介護等体験における「必ず体験を行うようにすることが望ましい施設」に、特別支援学級等も追加【文科・大学】		通知で、対象施設の考え方について周知	特別支援学級等も含め、介護等体験を実施	

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成(1)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 教職課程における多様な専門性を有する教師の養成					
(1) ①	強みや専門性を身に付ける活動との両立のため、最短2年間で二種免許状の取得を念頭に置いた教職課程の特定の開設の認定、履修モデルの設定【文科・大学】		課程認定基準等の改正 モデル開発の実施 申請	課程認定審査・認定	新課程の実施
(1) ②	専科指導の優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）の中学校課程を開設する学科等で、小学校教員養成を認定【文科・大学】		課程認定基準等の改正 モデル開発の実施 申請	課程認定審査・認定	新課程の実施
(1) ②	「教科に関する専門的事項に関する科目」の見直し【文科・大学】	教員養成部会で検討	省令改正	教職課程の変更	新課程の実施
(2) 優れた人材を確保できるような教員採用等の在り方					
(2) ①	教員採用選考試験の早期化・複線化について、国・任命権者・大学関係者等と協議【文科・教委・大学】	協議会の開催	一定の方向性を提示	新日程での試験実施	採用 新日程を踏まえた教育実習等の実施
(2) ①	教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職ルートの在り方について、近年の課題解決に繋がる研究の実施。【文科】		調査研究を実施		
(2) ②	教員採用選考試験における民間企業の提供する適性検査の利用等の検討【文科・教委】		各自治体の状況を調査	各自治体の状況を踏まえ実施	
(2) ②	特別な選考を通じ教職に就いた者について、現在教師としてどのように活躍しているか調査【文科】	各自治体の状況を調査	調査結果の周知		
(2) ②	民間企業等の勤務経験者に対する面接を中心とした特別な選考の拡充【文科・教委】	各自治体の状況を調査・結果周知		各自治体の状況を踏まえ実施	

文部科学省

教職員支援機構

大学

教員養成大学・学部

教育委員会

大学・教育委員会

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成(2)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(3) 多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策					
(3) ①	特別免許状について、授与の前段階に指導方法・指導技術等に関する普通免許状との同等性を過度に重視しない運用の徹底【文科・教委】		「特別免許状」の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改正		
			改正指針を踏まえた各都道府県の授与基準の改正、運用		
(3) ①	授与候補者の教科に関する専門的知識経験・技能の考え方について周知【文科・教委】		「特別免許状」の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改正		
			改正指針を踏まえた各都道府県の授与基準の改正、運用		
(3) ①	特別免許状取得者が円滑に入職するための研修の実施・支援【文科・教委】	研修コンテンツの開発補助			
			特別免許状取得者等に対する入職前後の研修の実施		
(3) ①	特別免許状による入職後、一定期間教職を務めた者を教職大学院へ派遣【教委】			各教育委員会等から教職大学院へ派遣	
(3) ①	特別非常勤講師の活用が特に見込まれる分野について、プログラムを用いた円滑な学校現場での活用を支援【文科・教委】	研修コンテンツの開発補助			
			特別非常勤講師等に対する研修の実施		
(3) ①	全都道府県において、特別免許状の授与基準や審査実施時期等について公表【文科・教委】			公表促進、文部科学省ホームページへの掲載	
		公表			
(3) ①	特別免許状取得者が、一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることを指針に明記【文科・教委】		「特別免許状」の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改正		
			改正指針を踏まえた各都道府県の授与基準の改正、運用		

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成(3)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(3) ②	教員資格認定試験において、高校「情報」を実施【文科・NITS】	試験実施の体制・方法の検討、教員資格認定試験規程・実施要領の改正			
		実施準備		実施	
(3) ②	他校種の教員免許を有し、教職経験のある者に対し、教員資格認定試験の一部免除を実施【文科・NITS】		検討、実施要領の改正		
				実施	
(3) ②	教員資格認定試験の出題内容について、「令和の日本型学校教育」を担う教師にふさわしいものとなるよう検討【NITS】	順次検討、改善			
(4)校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化					
(4)	改正指針に基づく、校長に関する独自の育成指標の設定、計画的育成【文科・教委】	指針の改正（実施済み）			
		指標設定	計画的な研修の実施		
(4)	新任校長集合オンラインハイブリッド研修事業の更なる展開【文科・教委】	実施			自治体で実施

3. 教員免許の在り方

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化					
(1)	教員免許更新制の発展的解消【文科】	免許法・教特法の改正(実施済み)		教員免許更新制の成果の継承（大学による研修コンテンツの開発等）	
(1)	研修履歴を活用した対話に基づく「新たな教師の学びの姿の実現」【文科・NITS・教委】	指針の改正・ガイドラインの策定(実施済み)	改正指針に基づく指標の見直し	研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励	
		NITSの研修内容の見直し		新たな研修の実施	
(1)	研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの構築【文科・NITS・教委】	構築	試行的運用	保守・管理	
			試行的運用	運用	
(2) 義務教育9年間を見通した教員免許の在り方					
(2)	〔再掲〕強みや専門性を身に付ける活動との両立のため、最短2年間で二種免許状の取得を念頭に置いた教職課程の特例的な開設の認定、履修モデルの設定【文科・大学】		課程認定基準等の改正 モデル開発の実施 申請	課程認定審査・認定	新課程の実施
(2)	〔再掲〕専科指導の優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）の中学校課程を開設する学科等で、小学校教員養成を認定【文科・大学】		課程認定基準等の改正 モデル開発の実施 申請	課程認定審査・認定	新課程の実施
(2)	〔再掲〕特別免許状取得者が、一定の勤務経験と講習履歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることを指針に明記【文科・教委】	「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改正		改正指針を踏まえた各都道府県の授与基準の改正、運用	

文部科学省

教職員支援機構

大学

教員養成大学・学部

教育委員会

大学・教育委員会

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方(1)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(2) 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化					
(2)	理論と実践を往還させた省察力による学びのデザイン等を強みとする教職大学院と学部との一層の連携強化【文科・大学】	好事例の収集・周知		各教員養成大学・学部における取組の実施	
(2)	学部学生が教職大学院の授業を先取り履修した場合、履修単位を勘案し、教職大学院の在学年限の短縮を可能とする【文科・大学】		設置基準等の改正 検討	各教員養成大学・学部における取組の実施	
(2)	教職大学院での学びを学部学生に展開する際に、他の大学・学部の学生に対し広く門戸を開放【文科・大学】	好事例の収集・周知、モデル開発		各教員養成大学・学部における取組の実施	
(3) 教育委員会と大学との連携強化の促進					
(3)	人事交流の積極的な推進により、養成・採用・一体化に向けて教員養成大学・学部、教職大学院と、教育委員会等との連携の強化・実質化をはかるとともに、教職の高度化に向けた取組を推進【文科・大学・教委】	好事例の収集・周知、モデル開発		各教員養成大学・学部・教委における取組の実施	
(4) 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現					
(4)	教員養成大学・学部の学部段階で実務家教員の登用を進めるため、具体的な基準を設定【文科・大学】		設置基準等の改正	経過措置	基準の適用

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方(2)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(4)	学校現場での実践と大学における教師養成を架橋する中核的な役割を担う者として教職大学院修了者を位置づけ、教職大学院における学びを生かしたキャリアパスを確立【文科・大学・教委】	好事例の収集・周知、モデル開発			
		各教員養成大学・学部・教委における取組の実施			
(4)	附属学校を拠点とした教職大学院修了者や実務家教員輩出のサイクルを構築するとともに、実務家教員へのFDの高度化のほか、研究者教員についても必要な実践性を向上させる取組を組織的に実施【文科・大学・教委】	好事例の収集・周知			
		各教員養成大学・学部・教委における取組の実施			
(5) 教員就職率の向上					
(5)	教員養成大学・学部の教員就職率の向上を図る取組を積極的に展開【文科・大学】	好事例の収集・周知			
		各教員養成大学・学部における取組の実施			
(5)	地域の教育委員会と連携した教員就職率の向上に資する取組を促進【文科・大学】	各種取組の支援や定員要求・概算要求等			
		各教員養成大学・学部における取組の実施			
(6) 組織体制の見直し					
(6)	教員就職率が継続的に低い養成大学・学部について、改善が見込まれない場合は、地域の需要・供給体制を慎重に見極めつつ、関係自治体との連携を強化しながら、入学定員の見直しや大学間の連携・統合を検討【文科・大学】	各種取組の支援や定員要求・概算要求等			
		各教員養成大学・学部における検討			

5. 教師を支える環境整備

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 学びの振り返りを支援する仕組みの構築					
(1)	喫緊の教育課題について、成果確認も併せた研修コンテンツの充実、研修の成果確認・評価モデルの開発や、校内研修や授業研究の高度化【文科・大学・教委等】	研修コンテンツの開発補助		研修コンテンツの活用	
(2) 多様な働き方など教師を支える環境整備					
(2) ①	未更新を事由として失効となった免許状の再授与手続きの簡素化【教委】			未更新による免許失効者に対する簡素化された手続きによる再授与	
(2) ①	失効・休眠保持者等に対する最新の教育事情等に関する研修の実施【文科・教委】	研修コンテンツの開発補助		失効・休眠保持者等に対する研修の実施	
(2) ②	指導体制の整備（教職員定数の改善、支援スタッフの充実）【文科・教委】		小学校35人学級の計画的な整備、小学校高学年教科担任制の推進等	教員業務支援員等の支援スタッフの充実	
(2) ②	学校DXの推進【文科・教委】	次世代の校務デジタル化の実証		校務デジタル化の推進	
(2) ②	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現【文科・教委】		地域と学校をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化		
(2) ②	勤務時間管理の徹底や学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化【教委】		ICカード、タイムカード等の客観的な方法による勤務時間管理の徹底	学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化の推進	
(2) ②	勤務実態調査の結果も踏まえた給特法等の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等の検討【文科】	勤務実態調査の実施	速報値の公表	精査・分析 調査結果を踏まえた所要の措置について検討	



ご清聴ありがとうございました。